

松田町障がい者活躍推進計画

1. はじめに

松田町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、障がい者の採用を行ってきました。近年、障がい者の活躍できる場も広がってきており、本町においても、障がいのある人が障がいのない人と同様に活躍できる職場となるよう、環境や制度を整えることはもちろんですが、一緒に働く職員の意識も変えていくことが重要です。

障がい者を特別視することなく、一人ひとりの障がいの特性や個性を十分に理解し、障がいのある職員の能力が十分に発揮されるよう、適切な配慮とサポートを行うことが求められます。

松田町障がい者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正に基づき策定するもので、本計画により、地方公共団体の責務である率先した障がい者雇用を目指すとともに、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいきます。

令和2年4月

松田町長

松田町教育委員会

松田町議会

松田町選挙管理委員会

松田町監査委員

松田町農業委員会

松田町固定資産評価委員会

2. 計画期間

- ・令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

(なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。)

3. 松田町における障がい者雇用に関する現状

- ・障がい者雇用率は3.88%（令和元年6月1日時点）であり、法定雇用率2.5%は達成している。

4. 周知・公表

- ・策定または改定を行った計画は、町ホームページに掲載するなど、適切な方法で公表する。

5. 目標

- ・各年度において、法定雇用率を達成する。

(評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理

- ・不本意な離職者を極力生じさせない。

(評価方法) 毎年任免状況通報の時期に、障がい者である職員の定着状況を把握する。

6. 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。
- ・障がい者職業生活相談員に選任された者について、神奈川県労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定

- ・雇用した障がい者の能力や希望を踏まえ、意向調査等を活用した職務の選定及び創出を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①環境整備

- ・障がい者からの要望や定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
- ・なお、措置を講じるにあたっては、過度な負担にならない範囲で適切に対応する。

②募集・採用

- ・軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、過度な負担にならない範囲で障がい特性に配慮した職務の選定を行い、採用に努める。募集・採用にあたっては、障がい者に不適切な取り扱いを行わない。

③働き方

- ・時間単位の年次休暇等、各種休暇の利用を促進する。

④キャリア形成

- ・本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等を踏まえた職務選定を行う。

7. その他

- ・国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。